

令和3年度 築地松景観保全対策助成金制度

築地松景観保全対策推進協議会では、築地松の織り成す景観を守り、育てるため、築地松景観保全住民協定を結んでいる築地松所有者の皆さまに対して、築地松の維持管理に要する経費に助成をしています。（詳細は下表のとおり）
剪定及び松くい虫防除対策を実施される際は、ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

令和3年5月21日からの助成内容				
協定種別	一般住民協定		特定住民協定	
基準本数	屋敷の外縁に沿って直線的に植えられた複数本の黒松で、一定の高さ（概ね1階の軒先の高さ以上）に刈り揃えられたものであること			
助成期間	単年度ごと			
助成内容				
			一般住民協定	特定住民協定
剪定	令和3年5月20日までに実施	助成率	1/3	1/2
		限度額	30,000円	45,000円
	令和3年5月21日以後に実施	助成率	1/3	1/2
		限度額	60,000円	90,000円
枯松伐採及び補植		助成率	1/3	1/2
		限度額	30,000円	45,000円
地上散布		助成率	1/3	1/2
		限度額	30,000円	45,000円
樹幹注入		助成率	1/3	1/2
		限度額	40,000円	60,000円

【注意とお願い】

- ①助成金の申請には、領収書や写真の添付が必要になります。
詳しくは、事務局へお問い合わせください。
- ②「枯松伐倒」費用への助成は、伐倒後に必ず補植をすることが条件です。
- ③助成対象となる防除薬剤は、農薬取締法により、松くい虫の適用範囲とされた薬剤です。